

報告

資料 3

保育所等利用調整点数表の一部変更について

保育所等利用調整点数表について、次の項目を変更し、令和4年4月入所分の利用調整から適用します。

変更点

・修正

- ①就労の内訳を細分化
- ②保育士の加点を一律化 3点加点
- ③1歳児クラス以上の育休復帰の加点を父母別ではなく世帯ごとに変更
- ④双子の場合、三つ子の場合の加点をきょうだい同時申込みの場合に変更（異年齢も対象）
- ⑤連携施設が認可保育施設に設定されている場合は、小規模卒業加点は対象外
- ⑥65歳未満の同居祖父母の保育を必要とする理由は求職を除く。

・追加

- ①きょうだいが在籍していれば同一施設以外でも加点(転園は対象外) 1点加点
- ②委託継続不可の場合加点（就労地でないと継続不可などの場合）
- ③同点時の優先事項について、基本点数が高い児童を追加

・削除

- ①3年勤続加点を削除
- ②自営協力者の減点を削除
- ③同点時の優先事項について、保留希望の場合を削除